○農林水産省経済産業省令第五号

商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第百十二条第二項の規定に基づき、商品取引所法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年九月十一日

農林水産大臣　石破　茂
経済産業大臣　二階　俊博

商品取引所法施行規則の一部を改正する省令

商品取引所法施行規則（平成十七年農林水産省経済産業省令第三号）の一部を次のように改正する。

別表第二中

鉄スクラップ市場	六百枚	鉄スクラップ	百枚

を

貴金属市場	五千枚	金	二百枚
鉄スクラップ市場	六百枚	鉄スクラップ	百枚

に改める。

附　則

この省令は、平成二十一年十月十三日から施行する。

○国土交通省令第五十六号

国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第四十九条第五項及び第五十条第四項の規定に基づき、並びに同法及び国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）を実施するため、気象庁組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年九月十一日

国土交通大臣　金子　一義

気象庁組織規則の一部を改正する省令

気象庁組織規則（平成十三年国土交通省令第三号）の一部を次のように改正する。

第一章第三節第一款中第三十条の次に次の一条を加える。

（民間予報業務監理官）

第三十条の二　民間事業振興課に、民間予報業務監理官一人を置く。

2　民間予報業務監理官は、気象、地象（地震にあっては、地震動に限る。）、津波、高潮、波浪又は洪水の予報業務の許可を受けた者の指導及び監督に関する事務をつかさどる。

第三十一条の見出しを「（気象防災情報調整官及び情報通信システム企画官）」に改め、同条第一項中「気象防災情報調整官」の下に「及び情報通信システム企画官それぞれ」を加え、同条に次の一項を加える。

3　情報通信システム企画官は、命を受けて、業務課の所掌事務に関する情報システム及び気象通信に関する重要事項についての企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。

第四十二条の見出し及び同条第一項中「及び」を「、地球環境観測ネットワーク企画調整官及び」に改め、同条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3　地球環境観測ネットワーク企画調整官は、命を受けて、地球環境業務課の所掌事務に関する海上気象、海水象及び地球的規模の気象並びにこれらに関連する輻射に関する観測並びにその成果の収集及び交換に係るネットワークの構築及び運用に関する重要事項についての企画及び立案並びに関係行政機関、外国の関係機関その他の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。

第九十五条の次に次の一条を加える。

（火山防災情報調整官）

第九十五条の二　管区気象台（東京管区気象台及び大阪管区気象台を除く。）の技術部に、それぞれ火山防災情報調整官一人を置く。

2　火山防災情報調整官は、次に掲げる事務に関する関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。

一　火山災害の防止に係る火山現象の予報及び警報に関すること。

二　火山災害の防止に係る火山現象に関する情報の収集及び発表に関すること。

別表第一札幌管区気象台の項中

浦河測候所	北海道浦河郡浦河町

を

に改め、同表仙台管区気象台の項中

酒田測候所	酒田市

を

に改め、同表東京管区気象台の項中

銚子地方気象台	銚子市
千葉県	千葉測候所

を

銚子地方気象台	銚子市
千葉県	千葉市
千葉測候所	大島測候所
	東京都大島大島町
	三宅島測候所
	東京都三宅島三宅村
	八丈島測候所
	東京都八丈島八丈町

を

千葉市	

に、

軽井沢測候所	長野県北佐久郡軽井沢町

を

に改め、同表大阪管区気象台の項中

潮岬測候所	和歌山県東牟婁郡串本町

を

に改め、同表福岡管区気象台の項中

長崎県	福江測候所	五島市
	厳原測候所	対馬市
熊本県	阿蘇山測候所	熊本県阿蘇郡南阿蘇村

を

長崎県	
熊本県	

に改める。

別表第二東京管区気象台の項中「東京国際空港」を「百里飛行場東京国際空港」に改める。

附　則

この省令は、平成二十一年十月一日から施行する。